

専決処分報告（調停）

平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

- 1 本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件10件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成30年10月26日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第46号 未払賃料請求調停事件	北区フレンズ百 合が原団地の入 居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計346,800円を今後分割して平成35年10月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成30年11月1日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第82号 未払賃料請求調停事件	清田区里塚団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計379,200円を今後分割して平成35年10月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	平成30年11月1日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第91号 未払賃料請求調停事件	清田区里塚団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計244,800円を今後分割して平成33年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	平成30年11月1日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第92号 未払賃料請求調停事件	東区パレメゾン 元町団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計281,000円を今後分割して平成34年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	平成30年11月6日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第75号 未払賃料請求調停事件	北区拓北団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計319,000円を今後分割して平成33年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
6	平成30年11月6日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第79号 未払賃料請求調停事件	厚別区青葉団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計292,460円を今後分割して平成35年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
7	平成30年11月22日 札幌簡易裁判所 平成30年(ニ)第94号 未払賃料請求調停事件	厚別区ひばりが 丘団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計192,600円を平成30年12月20日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方が前号の支払を怠ったとき又は今後の家賃の支払を通算して3回以上怠ったときは、</p> <p>ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。</p> <p>イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
8	平成30年11月26日 札幌簡易裁判所 平成30年(ニ)第83号 未払賃料請求調停事件	手稲区山口団地 の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計292,280円を今後分割して平成35年11月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
9	平成30年12月3日 札幌簡易裁判所 平成30年(ニ)第105号 未払賃料請求調停事件	厚別区青葉団地 の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計203,360円を今後分割して平成35年11月10日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
10	平成30年12月4日 札幌簡易裁判所 平成30年(ニ)第106号 未払賃料請求調停事件	東区北東団地の 入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計339,400円を今後分割して平成33年10月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>

2 本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件1件について、裁判所が行った次の調停に代わる決定に対して、異議を申し立てない。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	決定の概要
1	平成30年11月12日 札幌簡易裁判所 平成30年(工)第85号 未払賃料請求調停事件	厚別区ひばりが丘団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計235,400円を今後分割して平成32年11月末日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、  ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。  イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>(3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。</p>